

第9回 勢田川等水面利用対策協議会

日時：平成27年7月31日（金）
 14:30～16:00
 場所：伊勢市御園総合支所2階会議室
 （伊勢市御園町長屋1221番地）



協議会の様子

勢田川等水面利用対策協議会委員

- 宇治山田港湾整備促進協議会
- NPO法人神社みなとまち再生グループ
- 伊勢湾漁業協同組合
- 伊勢湾漁業協同組合 今一色支所
- 伊勢市大湊町振興会
- 伊勢市神社港自治会
- 伊勢市下野町自治会
- 伊勢市通町公民館
- 伊勢市一色町自治会
- 伊勢市田尻町会
- 伊勢市二見町今一色区
- 三重県 県土整備部 流域管理課
- 三重県 県土整備部 港湾・海岸課
- 三重県 伊勢建設事務所
- 伊勢市 都市整備部
- 伊勢警察署 生活安全課
- 鳥羽海上保安部
- 国土交通省中部運輸局 鳥羽海事事務所
- 国土交通省中部地方整備局 河川部
- 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所

▼ 議 事 の 内 容

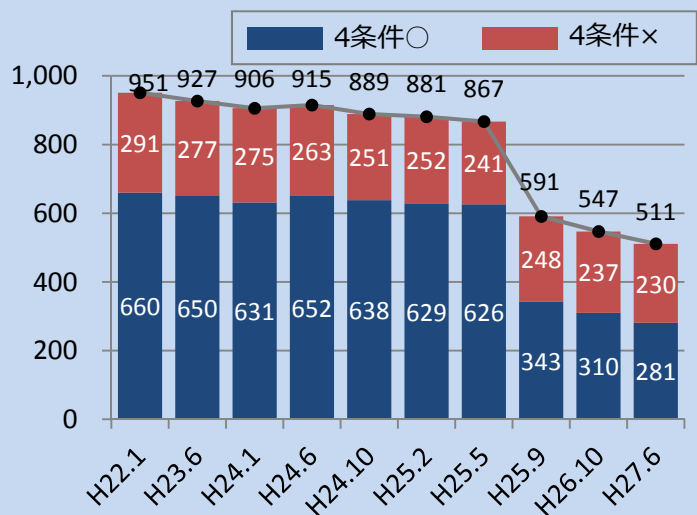
① 前回までの協議事項・報告事項

② 報告事項

▼現状施設の活用に向けた調査・調整結果



▼係留船舶の変動（H22～H27）



- 4条件O → 281隻
- 4条件X → 230隻

➤ 不法係留船 総船舶数→511隻

※「4条件」とは協議会で合意した地区内での係留を受け入れる条件で、漁船法、小型船舶の登録等に関する法律に違反していないなどを条件にしている。

③ 協議・検討事項

▼係留場所の確保増 募集要項(案)の概要

- 募集主体…国土交通省三重河川国道事務所、三重県伊勢建設事務所
- 公募対象箇所…勢田川防潮水門下流（左岸）約100隻
- 応募資格…伊勢市内に本店、本社又は主たる事務所を有する者であること。
過去5年間に同種業務の実績を有すること。
など計8項目あり。

●スケジュール

※スケジュールが変更となる場合もあります。

| H27.8 | H27.9 | H27.10 | H27.11 | H27.12 | H28.1～ |
|------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| →募集要項の発表・配布(8月下旬～9月上旬) | | | | | |
| →質問受付及び回答(9月上旬～9月中旬) | | | | | |
| →応募書類受付開始(9月中旬～10月上旬) | | | | | |
| →占有者の審査、決定(10月～12月中旬) | | | | | |
| →選定結果の通知、公表(1月上旬) | | | | | |

- 主な募集条件…施設・設備の保守・点検および清掃等環境整備、災害時の対応、水質事故等の対応、利用者への指導、訓練の実施、管理運営など。

▼係留対象船の減 啓発チラシ作成について

係留船の所有者へ協議会方針周知の啓発チラシを郵送するとともに船舶付近に貼付（所有者アンケート、廃船処理の案内チラシ、民間マリーナ紹介チラシも同時配布）

▼今後の方針

「5年で解決」を目標とする

- ◆H29年度までに受入先を確保
- ◆H30年から排除に向けた手続き

係留場所の確保増

| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|----------------------|-----|-----|-----|-----|
| ・現状施設の活用（占有主体は公募による） | | | | |
| ・民間マリーナの拡張 | | | | |
| ・新規施設の設置 | | | | |

係留対象船の減

| H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|---------------|-----|-----|-------|-----|
| 是正指導 | | | 強制撤去 | |
| 協議会方針周知(撤去指導) | | | 監督処分 | |
| ↓ | | | ↓ | |
| 警告書送付、看板設置 | | | 行政代執行 | |
| ↓ | | | | |
| 指示書の交付 | | | | |

～委員からのご意見～

- ・自治会は法人格を持っているところもあり、地元管理を望む。
- ・(公募する係留場所の)料金設定はそれなりの金額が必要ではないか。
- ・物理的な係留排除方法を検討すること。
- ・係留場所はすべて有料で、これ以外は係留させないことが望ましい。

▼ 今回の協議会において確認及び決定した主な事項

- 公募における募集要項を決定した。
- 協議会方針周知の啓発チラシを配布・貼付することと決定した。
- 次回の協議会は平成27年12月～平成28年1月頃、開催予定とする。